

『總持寺五院輪住制度の展開と意義』

曹洞宗総合研究センター 伊藤 良久

はじめに

只今ご紹介いただきました、曹洞宗総合研究センターの伊藤良久と申します。よろしくお願ひいたします。わたしに与えられたテーマは、總持寺五院について何かということでした。「總持寺五院輪住制度の展開と意義」という論題⁽¹⁾で、皆様のお手元に配布して頂きましたレジュメにそつてお話をさせて頂きます。

まずははじめに、論題にあります「輪住」^(りんじゅう)という言葉についてです。これまで、いろいろな先生方も「輪住」とおっしゃっておりましたが、これは、あまり聞き慣れない言葉かと思います。

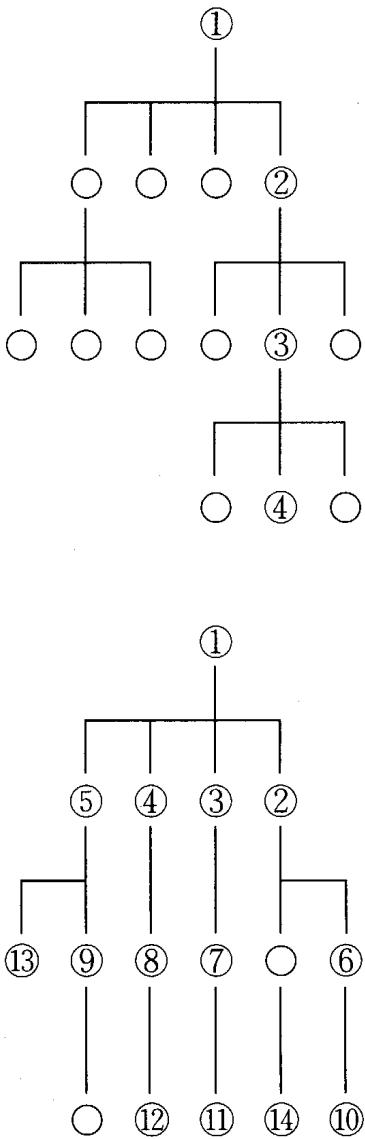
曹洞宗寺院の住職には二種類あります。「独住」^(どくじゅう)と「輪住」の二つです。

「独住」というのは、病気・死亡・移住等で何らかの理由がない時、期間に制限なく住職を務める方法で、現代の場合とほぼ同様であります。

「輪住」というのは、輪番住職を省略した言葉で、短期間で住職が交替するものです。住職を務める期間は、一日から数年まで長短様々であります。輪住制度は、住職位をめぐる争いや門下達の分裂を防いで、輪住のお寺を中心

とした強いまとまりや、門派内の合議体制を生み出しました。

【独住モデル】



【輪住モデル】

二つのモデルを図示してみました。上が独住モデルです。①はお寺を開いた人——開山第一世——とお考えください。その①には四人の弟子がおりました。その内、②一人だけに住職を譲ります。すると②が第二世となつて何年間も住職を務めます。今度は②に三人の弟子がいたとします。その内③一人だけに住職を譲ります。このように住職が受けつがれる方法が「独住」です。

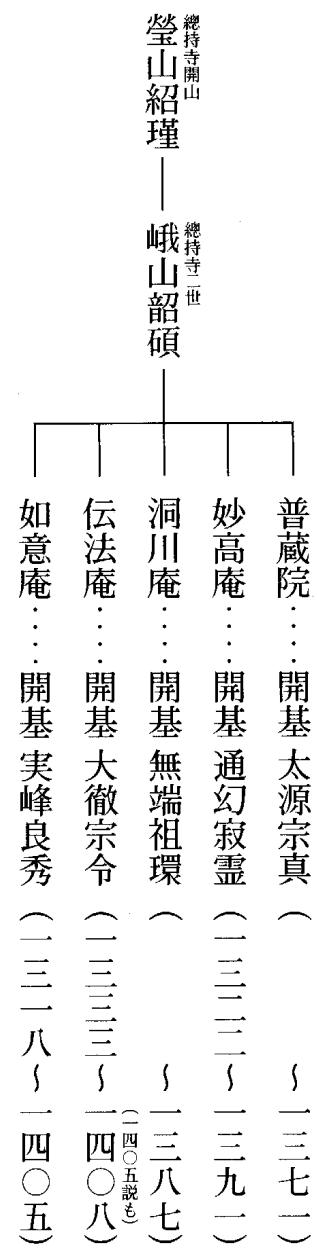
もう一つ、輪住モデルの方ですが、お寺を開いた①には、四人の弟子がいました。今度は一人だけに住職を譲るというのではなく、四人が短期間で順番に、②、③、④、⑤と住職を務め、一周した後はそれぞれの弟子達が、⑥、⑦、⑧、⑨と住職を務めます。輪住制度をとつた寺院では、このような形で住職が務められました。

總持寺では、明治二年（一八七〇）までの約五〇〇年間、この輪番住職の制度によつて護持されてきました。ちなみに、輪住のお寺（輪住によつて護られていた寺院は「輪住地」と呼ばれる）というのは、先程も先生方が触れ

ていらっしゃいましたが、永光寺（石川県羽咋市）、最乗寺（神奈川県南足柄市）などいろいろございまして、曹洞宗では三〇数ヶ寺あつたと考えられています。

次に、五院についてみてみます。これは、納富先生などが詳しくお話しくださいましたが、總持寺五院とは、二祖峨山韶碩禪師（一一七六～一二六六）の直弟子「五哲」が山内に開いたという小さな庵のことです。⁽²⁾ 法系図を示してみました。

【五哲の法系図と五院】



これは、瑩山禪師（一一五六～一二二六四）⁽²⁾、二祖峨山禪師、五哲の禪師様方の系図です。そして、五哲禪師がそれぞれ開いた、太源禪師の普藏院、通幻禪師の妙高庵、無端禪師の洞川庵、大徹禪師の伝法庵、実峰禪師の如意庵、この五つが五院となります。總持寺では、この五院の住職が、順番に總持寺住職を務めておりました。これが「總持寺の五院輪住制度」と呼ばれるものです。

本発表では、總持寺の輪住制度が、いつ頃からはじまり、どのように続けられ、また教団の維持に貢献した面、その意義を明らかにしたいと思います。

一 輪住制度のみなもの

輪住制度の起源を探つてみたいと思います。はじめに、次の瑩山禪師が正中元年（一二三一四）に示された「当寺十箇条之龜鏡」（『新修門前町史』「資料編二」一二〇〇四年三月に収められた中世古文書六号、以下号数のみを示す）を見てみます。

一、当寺者依無檀越、以托鉢欲勤住持。然依皇情、為勅願所。故予嗣法門人、尽未來際、
以当山為本寺、勤輪次之住持、可奉祈宝祚長久事。

「龜鏡」というのは、よりどころ、きまりという意味です。傍線の部分には「当山をもつて本寺となし、輪次の住持を勤め」とあり、總持寺を本山として、輪次に、順番で、住職を務めよどありますから、總持寺輪住の起源は瑩山禪師に求められます。

なお、この龜鏡に関しては、瑩山禪師が記したものではない等と学界では言われておりますが、問題の多い文書ではあります。⁽³⁾ ただ先程、高崎直道先生が、一番最初のご挨拶で「宗門の太祖様——瑩山禪師——は宗門を太くされた方です。瑩山禪師が總持寺を開き、そこから門派が全国展開したというのは宗門の常識になつております」とおっしゃいました。そんなお墨付きのようなお話しをいただきましたので、ここでは瑩山禪師のお考えに近いのではないかということで論を進めたいと思います。ちなみに、曹洞宗における最初の輪住地は、總持寺と同じく瑩山禪師開山の永光寺です。

次に、本日一番最初のご発表で、納富先生も触れていらつしやいましたが、峨山禪師が記された二つの置文を見

てみたいと思います。

康安二年（一二六二）「惣持寺未來住持職事」（一〇号）

右、彼寺者、瑩山和尚讓与韶碩處也。仍於後代之住持職者、於韶碩法嗣之中、撰器用仁於、而可補住持職。於末代守此旨、可住持之狀、如件。

康安二壬寅二月九日 住持韶碩（花押）

康安二壬寅二月九日 住持韶碩（花押）

貞治三年（一二六四）「惣持寺山門住持職事」（二号）

韶碩門下、守嗣法次第、五ヶ年可住持。若此中有山門廢者、法眷等相寄可評定之、仍為後証垂示、如件。

貞治三年十二月十三日 惣持韶碩（花押）

「置文」というのは、弟子達に自分の意志を伝える為に書き記した文書のことです。傍線の所を見てみます。「韶碩が法嗣の中において、器用の仁を撰んで、住持職を補すべし」（康安二年）、「韶碩の門下、嗣法の次第を守りて、五ヶ年住持すべし。——中略——、法眷等、相い寄り、これを評定すべし」（貞治三年）とあります。

この二つの置文で、峨山禪師は将来の總持寺住職について、次の三點を規定されているように思います。

一・峨山禪師の弟子から優れた人材（器用の人）を選ぶこと。

二、嗣法の順——峨山禪師から法を嗣いだ順番——に従つて五ヶ年ずつ務めること。

三、總持寺山内の重要課題は話し合いをもつて決めること。

ここで挙げた瑩山禪師の文書、峨山禪師の文書二通、合計三通の文書から、瑩峨御両尊の總持寺住職を選ぶ時のお考えというものが明らかになると思います。

二 二祖峨山禪師の直弟子たちの輪住

次に実際その教えが峨山のお弟子たちによつてどのように展開していくかということを述べさせていただきま
す。峨山禪師の弟子達、二十五哲禪師の表を挙げてみました。

【峨山の二十五哲と五哲（太字）】

- | | |
|--|---|
| 一、無底良韶和尚 | 一四、無極尊祐和尚 |
| 二、 太源宗真和尚
<small>(總持寺三世)</small> | 一五、 無端祖環和尚
<small>(總持寺七世)</small> |
| 三、順正藏主 | 一六、道叟道愛和尚 |
| 四、無藏淨韶和尚 | 一七、玄翁玄妙和尚 |
| 五、無際純証和尚
<small>(總持寺四世)</small> | 一八、祖山令崇和尚 |
| 六、淨智書記 | 一九、 大徹宗令和尚
<small>(總持寺八世)</small> |
| 七、 太山如元和尚
<small>(總持寺六世)</small> | 二〇、太方韶勲和尚 |

- | | |
|-----------|---|
| 八、曉心監寺 | 二一、 實峰良秀和尚
<small>(總持寺九世)</small> |
| 九、普天曉雲和尚 | 二二、良覺首頭 |
| 一〇、無外円照和尚 | 二三、竹堂良源和尚
<small>(總持寺十世)</small> |
| 一一、通幻寂靈和尚 | 二四、竺源超西和尚 |
| 一二、無等惠崇和尚 | 二五、天澤惠林和尚 |
| 一三、月泉良印和尚 | |

峨山禪師から法を嗣いだ順番に並んでおります。太字にしたのは五哲の禪師で、ふりがなが總持寺の世代ですね。二番目が總持寺三世の太源宗真禪師、五番目が總持寺四世の無際純証禪師というように、何代目か分かるようにしておきました。これを見ると、だいたい嗣法の順番に住職になつてているというのが分かるんですが、五哲以外の人も住していますから、この時はまだ五哲限定ではなく、広く峨山禪師の弟子たちの中から器用の人を選ばれて、順番に住職を務めていたと分かります。

次の表は、初期の總持寺住職と住職になつた年月を表したもので⁽⁴⁾す。

【初期の總持寺住職（〇は五哲）】

御開山	瑩山紹瑾	一三三二年七月二二日寺域の寄進うける
第二世	峨山韶碩	一三三四年七月七日

第三世	○太源宗真	一三六五年
第四世	○無際純証	一三六七年
第五世	○通幻寂靈	一三六八年
第六世	○太山如元	一三六九年
第七世	○無端祖環	一三七一年
第八世	○大徹宗令	一三七二年
第九世	○寔峰良秀	一三七四年
第一〇世	○通幻三住	一三七七年
	竺堂了源	一三八二年
	○大徹再住	一三八四年
	○通幻四住	一三八六年
		一三八八年
第一一世	梅山聞本	一三九〇年一〇月二三日
	○寔峰三住力	一三九〇年一二月一日

表からもうかがえますように、峨山禪師の次、第三世太源宗真禪師から輪住がスタートします。太源禪師の場合

は一二六五年に輪住して、その後は無際純証禪師、通幻寂靈禪師と続いています。輪住する年限を見てみると、だいたい一年から三年位、短い期間で交替しているというのがわかります。点線で囲んだ部分、この間は二十五哲禪師が輪住しているところです。太字にしたのは、何度も住職を務められている人です。例えば第九世実峰良秀禪師が住職を務めた後には、通幻禪師の再住となります。再住は一回目の住職の意味で、その後また実峰禪師再住、また三住、再住、四住と続きます。最後の行で「実峰禪師三住カ」としましたが、これは語録等で、この年月に總持寺住職になつたという記録もある為です。ちょっと確認できませんので「三住カ」としておきました。当時の總持寺は五哲禪師、中でも何度も輪住した通幻禪師、大徹禪師、実峰禪師の三人が中心になつて護持されていたと考えられます。

三 五哲の門下たちの輪住

①五哲の内、通幻・大徹・実峰の三人が記した置文

次に五哲の門下たち、二十五哲の門下たちの輪住について見たいと思います。今触れた通幻禪師、大徹禪師、実峰禪師、この三人が中心になつて明徳元年（一二九〇）一〇月二〇日に定めた「總持寺尽未來際条々置文事」（五五号）という置文があります。

一、住持職之事、自当年十月至三十七箇月可有告退、但退院十月二十八日、入院同以廿二日可定吉日也。

一、住院次第、追師々之住院次第可請之。雖然於不管本寺輩者、不可請之。雖未住之子孫、若有器用之人、門徒評議可有之。

傍線部を見ますと、「当年十月より三七ヶ月にいたつて告退あるべし」とありますので、輪住の期間は三七ヶ月、丸三年と分かれます。本文書における住職交替日は、一〇月二八日、一〇月二二日となっていますが、他に伝写された異本では一〇月一〇日になっています。ここで、峨山禅師の命日は一〇月二〇日ですから、いづれの伝承にしても、命日に合わせて住職交替が行われたと分かれます。

傍線部の二つ目ですが、「住院の次第は、師々の住院の次第を追つて、これを請すべし」とありますので、これは峨山禅師からの嗣法の順番と同じことです。ただ、次の傍線で「未住の子孫といえども、もし器用の人あらば、門徒評議してこれを請すべし」とありますから、輪住の対象は、五哲禪師やその門下に限られたのではなくて、二十五哲禪師の法系も含めての住職にふさわしい人であり、広く門戸は開かれていました。

次の表は、峨山禅師の孫弟子たち、五哲や二十五哲の門下達の輪住、一世から、四九世までをまとめたものです。

【五哲門下の輪住の表】

世代	入寺年月		期間	各派
	峨山孫弟子の輪住一巡目			
一一	一三九〇年一〇月	三年	三一	一四一七年五月 三月
一二	一三九三年頃	三年	三二	①太源 八月
一三	一三九六年頃	一年	三三	②通幻 半年
一四	一三九八年一〇月	二年	三四	③無端 峨山孫弟子の輪住五巡目 八月 半年
		④大徹		⑤実峰 ①太源

二九	二八	二七	峨山孫弟子の輪住四巡目	二六	二五	二四	二三	二二	峨山孫弟子の輪住三巡目	二一	二〇	一九	一八	一七	一五
一四一六年 四月	一四一五年 八月	一四一五年 二月		一四二四年 七月	一四二三年 八月	一四二一年 一〇月	一四二一年 四月	一一月		一四〇九年 三月	一四〇七年 七月	一四〇六年 二月	一四〇五年 九月	不明	峨山孫弟子の輪住二巡目
半年	一年	半年		半年	一年	一年	半年	一年半		半年	一年半	半年	半年	年ずつ	一五
②通幻	○無際	①太源		⑤実峰	④大徹	③無端	②通幻	①太源		⑤実峰	②通幻	④大徹	○無等	②通幻	⑤実峰
以下、法系順ではなく五哲の門下に限定	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	峨山孫弟子の輪住六巡目	四一	四〇	一四二一年 三月	一四二一年 三月	三九	一四一九年 三月
	八月	一四二四年 二月	八月	一四二三年 三月	一四二三年 一一月		八月			一〇月	八月	二月	半年	三八	一四二〇年 二月
	一〇月	半年	半年	五月	四月		三月	半年		半年	二月	半年	半年	三七	一月
	⑤実峰	④大徹	③無端	②通幻	①太源		⑤実峰	④大徹	③無端	②通幻	①太源	⑤実峰	④大徹	③無端	②通幻

上下二段になつていまして、右上のほうから見るんですが、「世代」というのは總持寺の何代目かということで、名前は省略して世代数のみあげさせていただきました。「入寺年月」というのは何年何月に總持寺住職になつたか、「期間」は輪住した期間、「各派」は二十五哲の法系をそれぞれ表します。例えば一世の場合は、一三九〇年一〇月から三年間輪住して、法系は太源派であつたというように見ていきます。このようにして、上の段が一九世まで。下の段にきますと三〇世から四九世までになります。また、五哲（五院）の法系を太源禅師、通幻禅師、無端禅師、大徹禅師、実峰禅師という嗣法の順番に「①②③④⑤」と番号をふりました。

なお、總持寺の『住山記』などを見ましても、峨山禅師孫弟子の「輪住一巡目」、「二巡目」等とは記載されてもいませんが、法系を確認してみると、どうも①太源派のところで一周するような感じがしますので、ここでは便宜上一巡目、二巡目、三巡目、四巡目というように七巡目まで挙げました。一巡目の一世から十五世までは、ちょうど①②③④⑤と並んであります。その後は、三巡目は二三世から二六世まで①太源派から⑤実峰派まで順に並んでいます。ただ、太字にして○を付けた無等派とか無際派、太山派という五哲門派以外の人も輪住しています。それでも嗣法の順番は大体守られているようで、順番通りに①～⑤と世代が推移するのです。特にきれいに並んでいるのは下の段、輪住六巡目、七巡目です。①～⑤の順序通り、五人ずつのサイクルになつています。

このように見ますと、最初は二十五哲禅師の門下も輪住しますが、輪住が進むにつれて、だんだん五哲禅師のところに絞られていくようと思われます。なお、表は七巡目で終わって、八巡目以降は書きませんでした。といいますのは、八巡目以降は①太源派で一周するという流れ（①から⑤への流れ）が見られなくなつて、順序がバラバラになるからです。そして、輪住するのは五哲禅師の法を受け継ぐ人々に限定されます。よつて、これ以降は、嗣法の順番が重視されるのではなくて、五哲門下ということが重要になると分かります。それで、八巡目以降は書か

なかつたのです。

②總持寺前住達が記した置文

そのような時期、つまり、輪住が五哲門派に限定されるというような時期に記されたのが、次の置文「諸岳山惣持禪寺住持職事」です。

永享二年（一四三〇）「諸岳山惣持禪寺住持職事」（八四号）

五門跡遂輪番次第、半年充可勤仕、若背此旨雖有告退之儀、次門跡不可請取之、住持違此条令無年滿者、從其門中堅可被守寺家也、然間一住院中、不可有二住持。直饒、雖相當輪番、不器用之仁者、倩別人可令補之、努力不可缺輪番者也、仍評議如件。

永享二季庚戌八月十五日

当住七世

守勤天徳派

花押

前住六九世

韶興無端添

花押

前住六三世

聖柔天徳派

花押

前住五世

清良通幻添

花押

前住四世

天闇太源添

花押

前住三五世

正祖通幻添

花押

前住二四世

性秀無端添

花押

前住七〇世

良宗夷峰添

花押

前住六四世

玄淳夷峰添

花押

前住五世

契養天徳派

花押

前住四五世

梵清天徳派

花押

前住三七世

禪棟天徳派

花押

前住三世

宗林天徳派

花押

傍線部を見ますと、「五門跡は輪番の次第を逐つて、半年充て勤仕すべし、もし、此の旨に背いて告退の儀ありといえども、次の門跡はこれを請取すべからず」とあります。二重傍線部の「五門跡」、これは五院のことだと思いますが、ここでも、嗣法の順番というより、五哲の法系ということが重要になつていて分かれます。また、五院が山内に完全に出来上がっていて、五院から總持寺の住職になるという五院輪住制度の原形が成立していたのではないかと思います。この置文によつて分かることは次の二点です。

一、總持寺の輪番住職は五哲の門派に限定される。

二、五院（五門跡）を経由する制度が成立していた。

ここで、文書の半分から後ろのところを見てみると、「前住」とか「当住」とか、沢山の署名があります。「前住」というのは以前に住職を務めた人、「当住」は、その当時の住職です。名前の上のふりがなは總持寺の世代を示します。そうしますと、永享二年時に住職だったのは、總持寺七一世の守勤、大徹派の人だったと分かれます。

ここで署名しているのは、やはり五哲門派だけで、その中でも大徹派が一番多くて五人、他の四派の人は一人ずつになつています。こういった人達—多くの前住達—は、總持寺の住職を辞めると、自分のお寺に帰つてしまいそうですが、何か重要な問題があつた時などはすぐ總持寺に集まつて議論をして、いろいろな事を決めていたのではないか、本山護寺の為に力を尽くしてていたのではないかと考えられます。

今、私は「本山」と言いました。といいますのは、この頃、一五世紀中葉頃が「總持寺教団が永光寺教団より独立した時期」であろうと考えているからです。⁽⁶⁾

それまでは、もしかすると瑩山派の本山、瑩山派の本寺というのは永光寺だつたのではないかと思います。永光寺の研究に関しましては、先程ご発表されました廣瀬先生にパオニア的な論文⁽⁷⁾がございまして、以前それを参考にして私も考えを進めたことがあります。

いろいろな面で、永光寺と總持寺の教団勢力について調べてみると、もともと總持寺教団は、永光寺教団の一ヶ寺であつたと考えられます。先程、總持寺は能登国の中では二番目の道場だという文書（「山僧遺跡寺々置文」）も紹介されていました。ちょうど一四三〇年頃というのは、このような總持寺がどんどん勢力を強め、永光寺のそれを上回つて、永光寺から独立して行く、そういう時期だと思います。

ちなみに、この置文が記されたのは一四三〇年八月一五日、瑩山禪師の命日なんです。先に挙げた五哲禪師——通幻禪師、大徹禪師、実峰禪師の三人——が記した置文は、一三九〇年一〇月二〇日に記され、また輪住の交代も同じ一〇月下旬と決められました。これは峨山禪師の命日なんです。日付から考えますと、もともとは峨山禪師のお寺だつたのですが、一三九〇年から一四三〇年までの四〇年の間に、次第に力を蓄えて、總持寺の中には、瑩山派の本寺という意識が生まれていったよう思うのです。つまり、この時期までに、總持寺は峨山派の本寺から、瑩山派の本寺と呼べる程に成長したと考えられます。そのようなことから、「總持寺教団が永光寺教団より独立した時期」と申し上げました。

このように整備されてきた輪住制度が、その後どのように展開したか、次の段で見てみたいと思います。

四 五院輪番地が設置される（五院輪番地制度）

一六世紀以降は、五院の門末寺院——總持寺五院の末寺——のうち、總持寺へ輪番住職を送り出すことができる輪住の担当寺院「五院輪番地」が次第に定まつていったと言われております。私は、この時期の輪住の様子を五院輪番地制度と呼びたいと思います。

輪住がどのように行われていたかと言いますと、以前よりは少し複雑になつてきました。五院輪番地制度の流れを確認してみます。

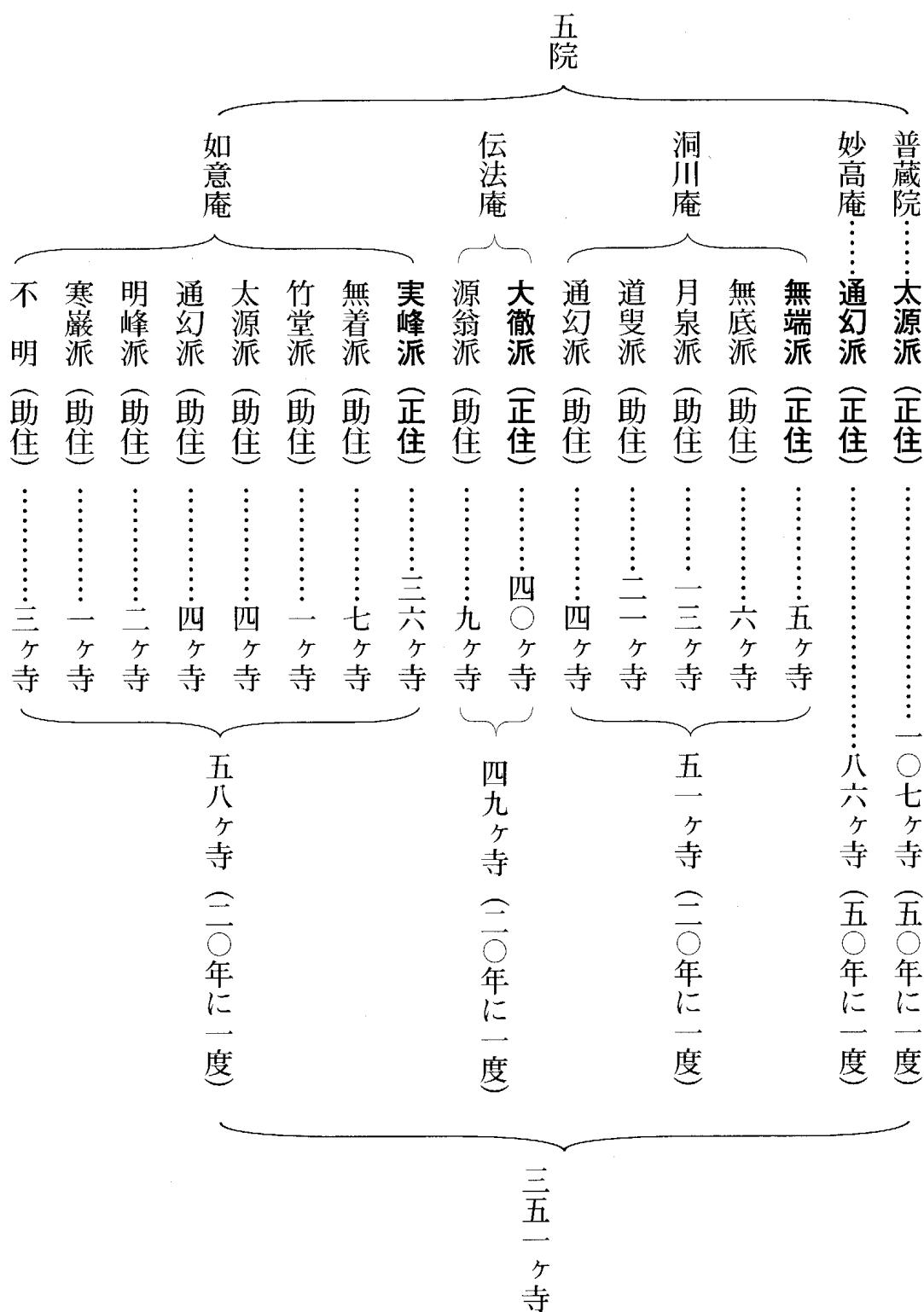
一・全国の五院輪番地から、五人の住職が五院に集まつてくる。

二・八月一五日から、翌年八月一五日まで的一年間、それぞれの五院の住職を務める。

三・五人は出世（瑞世）の順番が早い順に「一老（臘）」から「五老」と呼ばれる。

四・五院の住職を務める間に、「一老」から「五老」の順で總持寺住職「現方丈」（今は紫雲台猊下とか貫首と称されるが、昔は「現方丈」と呼ばれていた⁽⁸⁾）となる。⁽⁹⁾なお、現方丈の位に就くのは、一年間を五人で割つた七五日間ずつ。

つまり、一年間五院の住職を務め、その内の七五日は總持寺住職を務めるという制度が、五院輪番地制度になります。なお、五院に輪番住職を送り出した回数が一回であっても、たとえ一〇回したとしても、回数に関わらず、そのお寺は等しく輪番地と呼ばれていました。次の図は五院輪番地の法系、門派毎の寺院数を示したものです。⁽⁹⁾

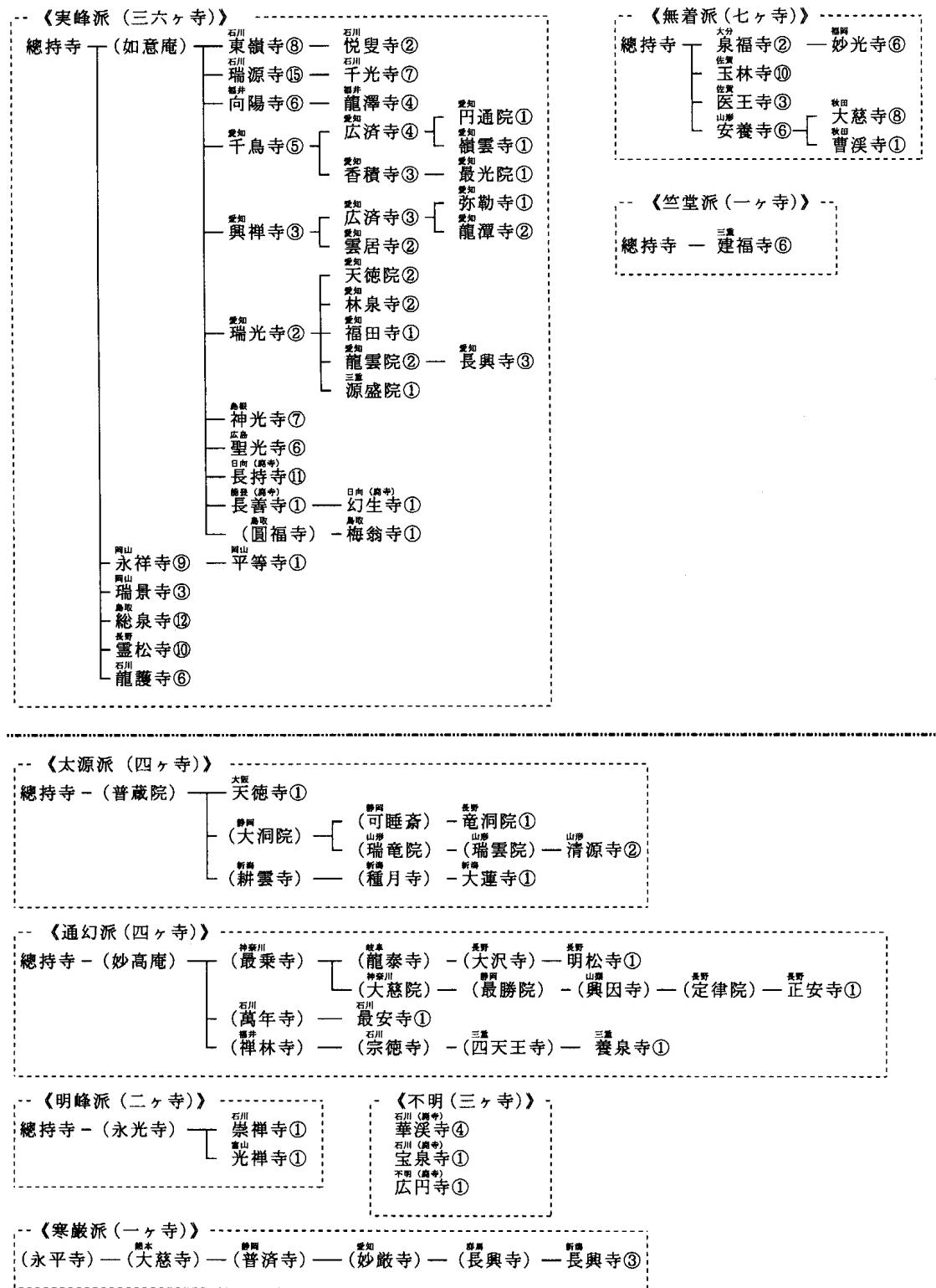


例えば、五院中の普蔵院の場合を見てみると、普蔵院の住職を務めるのは、太源派の寺院——普蔵院の輪番地——からで、その数は一〇七ヶ寺になります。一〇七ヶ寺の中には、一回だけ總持寺に住職を送ったお寺もあれば、何回もというお寺もあります。何度も定期的に輪住した場合は、輪住が相当するのは五〇年に一度になります。

次に数が多い妙高庵（通幻派）の八六ヶ寺の場合も、普蔵院と同様に五〇年に一度、輪番が回ってきたようです。先程、江戸時代の僧録寺院は、ほとんどが通幻派と太源派で占められているという、圭室先生のご発表がありました。やはり、太源派や通幻派は末寺の数が非常に多かつたということもあって、輪番地の数も多いようです。数の面からも、この二派は安定して住職を送り出すことができました。

一方、洞川庵、伝法庵、如意庵は、お寺（輪番地）の数が少なかつたので大変だったようです。ちなみに、実峰派の如意庵を見てみると、輪番地が五八ヶ寺あつて、輪住する間隔は二〇〇年毎です。普蔵院や妙高庵よりサイクルが短くなっているのは、明らかに数が少ないからです。ただ、ちょっと問題になってくるのは、実峰派以外の門派も輪住してくるということです。如意庵の正統な法系は実峰派ですが、実峰派は数が少ないんですね。圭室先生が江戸時代の總持寺住職の人数を紹介されていました。五院の住職は本来一年間に五人でなければならぬが、四人の時もあつて、それは欠住（輪番住職を欠いていること）が出た為ではないかというお話しでした。もしかすると、如意庵が欠住だつたのかもしれません。⁽¹⁰⁾ 事実、如意庵は時々欠住していました。輪住を続ける為にも、輪住を助ける為の門派「助住」として、無着派、竺堂派、太源派、通幻派、明峰派、寒巖派等、実峰派以外の寺院が輪住に参加していたのです。助住もあつて如意庵は支えられてきました。ここで、如意庵の輪番地を挙げて、詳しく見てみたいと思います。

【実峰派輪番地の法系と輪住回数の表】



この表は五院輪番地のうち如意庵に限定して作成したものです。法系ごとに本寺と末寺の系統がわかるように分類し、点線で囲んでみました。お寺の名前の上にふりがなをふつております。これは、何県にあるかということで、現在廃寺になつているところは「能登」とか「日向」とか昔の国名を付けて、お寺の所在地を表します。また、寺院名の下に①②と数字があります。例えば、①は一回の輪住、②は二回輪住したことを意味しております。左上に示した実峰派を見てみると、一番左が本寺の總持寺、その右の列には總持寺の直末が並びます。岡山の永祥寺は九回總持寺輪番住職に出ていますので⑨ですね。その下、岡山瑞景寺は三回、鳥取總泉寺が一二回、長野靈松寺が一〇回、このくらい輪住に出ています。今度は如意庵の末寺、庵末寺院を見てみると、東嶺寺が八回、瑞源寺は回数が非常に多くて一五回。これは近世だけの表ですが、一五回も總持寺に輪住していると分かります。⁽¹¹⁾

助住の門派、正住ではない方を見てみると、実峰派の右のところ、無着派、竺堂派、これは輪住に出ている回数が、一〇回とか六回、八回ですから、かなり定期的に輪住に出ているようです。しかし、表の下半分の方ですね、太源派、通幻派、明峰派、寒巖派は、輪住の回数も少なくて、本当にサボート役として如意庵に輪住したのかもしれません。

このように、如意庵の輪住が実峰派だけでは全うできなくなるというのは、如意庵にとつてはあまり良いことではありません。洞川庵や大徹派の伝法庵もそうなんですが、自分の門派だけでは続けられなくなるわけですから、その庵にとつて好ましいことではないはずです。ただ、もしかすると、總持寺にとつてはプラスだつたかな、助住は実はプラスに働いたのではないかと思います。もしも輪住が実峰派だけで全うできていれば、定期的に輪住した助住の無着派や竺堂派、その他の門派は、總持寺とは無関係な単独の門派になつていたことでしょう。また、寒巖派という永平寺系のお寺でさえ、三回も總持寺の輪住に出ているんです。そういう他の法系の人も總持寺輪住と

いうシステムの中に組み込まれたことで、總持寺を中心とした大きな教団ができあがつたのではないでしようか。

總持寺の流れをくむ寺院、總持寺の末寺の数は、全曹洞宗寺院の九〇%以上にのぼります。輪住が途切れることが続いたからこそ、分裂のない大きな總持寺教団、そして曹洞宗教団が維持できたようになります。

ここまででは總持寺や如意庵など、本山を中心とした見方になります。そこで、輪番地の実際の動きはどうであったのか、具体的な輪住の流れはどうであったのか、輪番地に残る資料を一・三あげて、見てみたいと思います。

五 輪番住職の動き

①輪住二年前の輪番地 —内請状—

輪番住職の動きを見てみると、先ずはじめに輪住二年前には、總持寺より内々のお知らせ、輪住の依頼状のような「内請状」⁽¹³⁾が届きます。⁽¹⁴⁾太源派の普藏院輪番地、天沢寺（福島県田村郡三春町）に残る資料『能州大本山總持寺輪住心得并一回中手控』（天沢寺三八世満海龍眉代、安政二年輪住）をあげてみます。

抑能州大本山輪住職ハ五拾年ニ一回相当ニ付、兼而相心得、拾ヶ年以前纏心懸いたし可被至之事、上山ニケ年以前ニ内請状到来之事、今般無別、寅ノ一月五日之御状、京都海老屋便ニ而同五日中到着也。

これは、内請状そのものではなく、それに添えられた文章で、見てみると、「そもそも總持寺の輪住は五〇年に一回相当するので、兼ねてから心得て、一〇年前から準備していた。そうしている内に、二年後の輪住を知らせる内請状が届いた」と記されております。天沢寺では、もう間もなく輪番が回つて来るだろうからと心積もりをし

ていたのでしょうか。そこに、内請状が届けられました。輪住が決まるとき、輪番地ではそれに向けた準備が急ピッチで進められることになります。

②輪住一年前の輪番地——請状と入用金の準備——

一年前になると、表向きの輪住依頼、「請状」⁽¹⁵⁾が届けられ、さらに、請状と共に様々な注意事項を書き記した手紙も届けられたようです。天沢寺に残る資料をもとに、その内容を箇条書きにしてみますと次のようにになります。

- 一、輪番住職の交替に不都合が生じないよう八月二、三日までには到着すること。
- 二、住職と、その他に随僧三人、世話係、合計五人での上山が望ましいこと。
- 三、凡そ一〇〇両の入用金、他に道中路銀——交通費——等の雑費が必要であること。

このような注意事項が記されています。また、「輪住には千両の資金を要したと語り伝えられている」（中嶋仁道『通幻和尚の研究』一五三頁）という言い伝えもあります。

実際に、準備の中でも一番大変なのは、経済的なことかもしれません。大徳派の伝法庵輪番地、照陽寺（山形県米沢市）に残る資料『能州大本山輪番諸事記録』（照陽寺二八世巍山隆峰代、弘化二年輪住）には、詳しい内容が記されております。

一、①輪番一回入用金、百八拾両二候。②御金蔵御金御利足、八拾両余、③御上纏御手当金、④両末寺出金等見出、メ九拾両、其余九拾両之内、⑤五拾両者住寺出金、⑥四拾両ハ総旦中出金、頼入候處、⑦式拾両は

旦中出金、⑧拾兩ハ寺中杉払代ト、三拾兩大山、⑨拾五兩ハ御家中旦中、總高刻⑩五兩ハ町旦中、貳拾七
軒出金致候、⑪拾兩ハ僕約罷様、処拝ニ候事。

傍線①のように、一回輪住すると一八〇両のお金がかかつたようです。傍線②以下は、入用金を準備する為の内
訳で、それを次の箇条書きで示しました。

②御金蔵御利足……八〇余両	計九〇両
③御上御手当金……二両	
④末寺二ヶ寺……いくらか	
⑤住職……五〇両	
⑥檀中……四〇両	計九〇両
⑦武家檀家……一五両	
⑧杉払い……一〇両	合計一八〇両 (①入用金)
⑨町檀家……五両	
⑩町檀家……五両	計一〇両 (⑦)
計二〇両	
計四〇両 (⑥の内訳)	

②の御金蔵御利足というのは、—御金蔵は藩の金融機関なので、銀行の積み立て預金のようなものだと思います。一、これが八〇両。③御上からの御手当金—藩からの援助—は二両。④末寺二ヶ寺からはいくらか。⑤住職が五〇両、⑥檀信徒が四〇両、②から⑥それを合計すると一八〇両になつたということです。このような準備をして、資金の工面をしたと分かります。⁽¹⁷⁾

他に洞川庵輪番地、永徳寺（岩手県胆沢郡金ヶ崎町、道叟派）の資料「能州總持寺輪番ニ付奉願候口上之覚」（永徳二世無垢宣明代、正徳五年^(七一五)に輪住）も残っています。

去春①輪番金為支度之、寺内杉相払候様ニ仕度之願申上候処ニ願之通致。仰付難有仕合ニ奉存候。依之杉相払申候得共、②漸式拾本金貳百七拾切ニ相払段ニ吟味仕、相払可申は存候内覺悟之外、輪番急、相当、当七月発足筈ニ去秋申来ル。道支度相調、兼土貢可仕様も無御座、迷惑仕候。③依之旧例在之候。領内末寺勧金等取立仕、都合金高三百七拾切、漸相調申候。④先年輪番し候節も百両餘之支度ニ而、罷登候得共不足仕、又以貳拾兩餘之金子ニ而、漸相仕返申由ニ御座候。—中略—尤境内之杉、相払申候而も、指支不申來。細目ニハ候得共、⑤五拾本餘も御座候条、相払候間之内金高三百切御拝借致。仰付之下至して随分艱難仕、相務可申者、奉存候条、以御憐愍願之通候。仰付之下置之候、奉願候。以上。

正徳五年四月九日 胆沢郡 永徳寺

柴田外記殿（他四名の署名は略）

これを見ますと、「輪住の資金を準備する為、山内の杉を伐採したい（①）。二〇本伐採して金二七〇切を得て

(②)、加えて領内の末寺に勧化を行い都合金三七〇切を準備した(③)。しかし、前回の輪住では一〇〇両を用意したが不足して、さらに二〇両必要になつた(④)。そこで、杉がまだ五〇本余り残つてゐるので、伐採するまでの間、金三〇〇切を拝借したい(⑤)」と記されています。永徳寺の場合、輪住資金の内訳は次のようです。

①②杉払（売却）	………	金二七〇切	
③末寺勧化（寄付）	………	金一〇〇切	合計金六七〇切（約一七〇両か）
⑤借財	………	金三〇〇切	

これを見ますと、①②が山内の杉売却で二七〇切。末寺からの勧化が一〇〇切——これは「能州總持寺住番勧化」⁽¹⁸⁾という勧化の資料が永徳寺に残つております——。また、借財で三〇〇切。合計六七〇切（約一七〇両か）⁽¹⁹⁾を準備したと分かれます。

これまでの具体例——天沢寺、照陽寺、永徳寺——のように、他の輪番地でも準備を整え、總持寺に赴いたのじょう。入用金についてのみまとめてみます。

具体例	福島天沢寺	山形照陽寺	岩手永徳寺
一〇年前から 輪住の準備	杉売却、末寺、檀	杉売却、借財	末寺からの勧化
合計一〇〇両超	越、藩、輪住備錢	合計一八〇両	合計一七〇両

なお、栗山泰音氏の『總持寺史』にも同じようなことが書かれております。

また他の多くの輪番地では、その輪番に相当せるとき、一時に多額の入用金を弁ずることの容易からぬところから、平素その門末に輪番金なるものを賦課してこれを積立てるもあり、また輪番田、輪番山などを設けて、その田得米や、用材金を積立ててその入用に充てるもあり、また会津示現寺の如きは、その都度門末からの助成を乞ふの外、領主から一時の借入金をして、年賦をもつてこれを弁償した例もある。何もせよ、凡そ輪番地として本山に門役を勤めることは、多くの従僧従僕を随へて一年間の長き自坊を閑却するの勤労のみでなく、金銭財宝の上から見ても、実に多大なる役務であつて容易からぬことである。（五六五頁）

これまで検討した資料からは、入用金の準備が大変だつたという印象を強く受けます。しかし、最も大切なことは、輪住で總持寺に上る際には、輪番地—輪住する予定のお寺—だけが努力しても輪住できず、末寺や藩からの援助、また檀信徒など様々な人々からの協力を得て、やつと輪住できたことです。

③能登への出発と帰郷

大徹派で伝法庵輪番地の溪寿寺（愛媛県大洲市）と、先程あげた照陽寺に残る資料から大まかに見てみましょう。

照陽寺「道中先触」（照陽寺二八世巍山隆峰代）

七月一九日に羽前米沢を出立し、日本海側に抜けて北陸を通り、八月三日の到着予定。

しかし、実際の到着は六日。

溪寿寺『諸嶽山輪番日鑑⁽²⁰⁾』（溪寿寺二世曇華禪瑞代、文政^(二八八)一一年輪住）

七月三日伊予大洲より小舟で川を下り、瀬戸内に出でて大船に乗り換え東進。

一〇日大坂、一五日京都を抜け、木曾街道、北国街道を通つて、總持寺到着は七月二七日。

照陽寺の場合は二週間の道のり、溪寿寺のほうは三週間かけて能登へ行き、帰国も同じような日程で、それぞれ二週間（照陽寺）と一ヶ月（溪寿寺）程度の長旅であつたようです。次の資料は帰郷した時の様子を詳しく伝えています。

照陽寺『能州大本山輪番諸事記録⁽²¹⁾』（照陽寺二八世巍山隆峰代）

一、弘化三年八月迄、無事相勤、同十五日本山出立、同八月晦日帰寺ニ付、京塚迄為迎登之節之通、皆以出向ニ罷越候。廻帰來之節者、先箱、二來者爪折長柄持他。

溪寿寺前掲書

翌^(九月)十四日四ツ時分、安樂寺、宝林寺、心境寺猛明等、迎エ来ル。又門出入之若連中、為御馳走迎に來、節中賑しくハツ比帰山す。門前ニ駕籠を立、相袈裟ニテ末山大衆も相袈裟、山門頭上立例、大雷上香、五磬三拜、御開山前各三拜。了テ室中へ通り礼賀。了テ庄屋、檀頭何とも相見す。了テ入方丈、休息ス。

照陽寺前掲書

一、八月(九月カ)一日四時、林泉寺、三御家老中老、両檀頭、両寺社奉行江帰山之届ニ罷出候。皆以本山之御礼持參之外ニ、進物之儀ハ、其時之心得候事。

溪寿寺前掲書

十月二日城下表披露相定。前方使僧以龍護へ伝合せ置也。伴僧四人、則安樂寺、成福寺、宝林寺、智覺等。
籠六人、前箱、草履入レ、長柄、帙箱、若黨人足、合羽籠。都合十三人備ニ而、長門屋へ上り少し休息し、
夫より龍護山へ赴き大風呂敷式本入、片木盧に乗せ出す。御家老中極上三本入、片木盧に乗せ、御中老も
同断也。御郡方、家人方、御代受山方、御内分方、皆一本入、片木工乗せ遣也。

これらの記述を見ますと、いろいろなお寺（僧録や末寺、近隣寺院）、藩の家老、檀越（檀信徒）、寺社奉行など
様々な人物が登場します。ですから、これも先程述べましたように、地域寺院、檀信徒、藩、様々な人々からの協
力が見え、地域ぐるみ、町ぐるみで輪住が行われたという内容が見えてくるのではないでしようか。

おわりに

これまでの流れを確認してみます。

一・輪住のみなもとは瑩峨御両尊にある。

二・峨山禪師直弟子の時代の輪住は、御両尊の教えを守つて、嗣法の順番に行われた。

三. 峨山禪師孫弟子の時代——五哲の弟子たちの時代——になると、輪住が五哲の門下に限定されるようになる。

四. そのような流れの中で、永享二年（一四三〇）頃までに五院を経由する輪住が成立。

五. 一六世紀末以降、輪住の対象は、五哲の法を嗣ぐ器用の人達から、五院輪番地の住職へ（人物重視からお寺重視に）。この時代の輪住は五院輪番地制度と呼びたい。

六. 如意庵輪番地の例で見たように、実峰派だけではない、他の法系の人々も如意庵に輪住していたと分かる。このように、五院以外の人々も輪住に参加することで、總持寺との繋がりを保つことができた。

七. 入用金準備のところでも述べたように、輪住は輪番地だけで解決できるようなことではなく、様々な人々からの協力を得られたことで、滞りなく円成できた。このような協力体制が、その門末寺院や地域のつまりを生み、さらには門末や地域と總持寺との繋がりを生んでいったのであろう。

最後に、瑩山禪師「當山尽未来際置文」（『洞谷記』所収）より、いくつかの言葉を抜き出してみます。

守嗣法次第、可住持興行

專可興行門風

師檀和合、而親作水魚眠、來際一如、而可致骨肉思

これは、禪師が永光寺についておつしやった文章です。奇しくも、納富先生が一番最初のご発表で同じ文章を引用されて、これは大切だというお話をされました。

私なりに、禅師が何をおっしゃりたかったかということを考えますと、はじめの二行は、禅師のもとで育つたたくさんの弟子たちには、お寺を守りながら正伝の仏法を広めてほしいということだと思います。

そして三行目は、「これが大切だと思うのですが、「師檀和合して、親しく水魚の^{むつまじき}昵^{むつまじき}を作し、来際一如にして、骨肉の思いを致すべし」ですから、お寺と檀信徒は水と魚、骨と肉のように親しく互いに協力せよということだと思います。

これらの教えが形になつたもの、それが輪住だと思うのです。輪住が行われた結果、大きな總持寺教団、というよりも曹洞宗教団を分裂なくまとめることができました。

シンポジウムのタイトルに「新たなアプローチを目指して」という言葉があります。膨大な資料の存在、教団の歴史、知られることのなかつた新たな視点がここまで紹介されました。新たなアプローチという時、私は瑩山禪師の教えを学び、曹洞宗の歴史を学び、それを現代にどのように活かすかということもあると思います。

明治までの總持寺は輪住によつて護持されてきました。今は廃止されています。歴史を活かすとはいつても、輪住を復活させると言うではありません。なかなかアイディアは浮かばないのですが、教えや歴史を活かすヒントが身近なところにありました。先日、總持寺へ行きましたら、仏殿の扉が完全に開放されておりまして、また、向唐門——昔は勅使門と言つたのですが——、ここも完全に開放されておりました。以前、仏殿の扉は三〇cm位は開けていたでしょうか。向唐門は大切な時以外は完全に閉じていまして、普段はなかなか通れませんでした。それで、ちよつとびっくりしました。

聞きましたところ、總持寺は「開かれた禪苑」というお話しでした。これこそ、瑩山禪師の教えが今日に活かされた一つの形なのだろうと感じます。

どのような形で瑩山禪師の教え、歴史を活かすのか、これから考えなければならないのですけれども、教えが活かされて形になつた、そして教団展開やその維持に大きく貢献した制度、總持寺五院輪住制度についてお話をさせていただきました。

注

(1) 本発表は次の拙論をもとに構成されている。

拙稿① 「總持寺五院の開創時期」(『宗学研究』第四〇号、一九九八年三月)

拙稿② 「永光寺・總持寺、教団勢力の消長」

(『駒澤大学仏教学部論集』第三〇号、一九九九年一〇月)

拙稿③ 「五院輪住制度の成立時期—總持寺・永光寺両教団の関わりもふまえて—」

(『宗学研究』第四二号、一〇〇〇年三月)

拙稿④ 「近世における總持寺五院輪住制度の考察 (一)

—山形県照陽寺所蔵文書から—」

(『宗学研究』第四三号、一〇〇一年三月)

拙稿⑤ 「近世における總持寺五院輪住制度の考察 (二)

—山形県照陽寺所蔵『諸嶽山輪番中日記』について—」

(『曹洞宗研究員研究紀要』第三二号、一〇〇一年三月)

拙稿⑥ 「近世における總持寺五院輪住制度の考察 (三)

——輪住前の五院輪番地の諸相——

(『宗学研究』第四四号、一〇〇一年三月)

拙稿⑦「近世における總持寺五院輪住制度の考察(四)——山形照陽寺・岩手永徳寺所蔵文書について——」(『宗学

研究紀要』第一五号、二〇〇二年三月)

拙稿⑧「近世における總持寺五院輪住制度の考察(五)

——愛媛県溪寿寺所蔵文書から——」

(『宗学研究』第四五号、一〇〇三年三月)

拙稿⑨「〈資料紹介〉愛媛県溪寿寺蔵『諸嶽山輪番日鑑』」

(『宗学研究紀要』第一六号、二〇〇三年三月)

(2) 開かれた当時の五院は、小さな庵であつたのかもしれない。しかし、江戸時代には、庵とは言つても本堂や庫裏、土蔵もあつたという。安政六年(一八五九)の「諸般書上」(『新修門前町史』「資料編2」一七六—一七七頁)によれば、普藏院の場合、本堂の間口が一五間五尺、庫裏の間口が一三間という、相当大きな建物だつたと分かる。

(3) 本文書は学界においては偽撰という見方が強い。その理由は何点か挙げられるが、主だつたものとして、必ず第一には書写された年時である。「正中元年三月一六日」に記されたとされるが、実は正中元年は一二二月九日からであつて、三月の時点ではまだ元亨四年である。

次に、文中には「總持寺を本寺とせよ」とあるが、当時の總持寺には末寺が一ヶ寺も存在しない。さらに瑩山禪師は門下尊崇の本拠として、永光寺の整備に尽力されている。禪師が總持寺を本寺と称したかどうか不明であ

る。よつて總持寺を本寺と言うには時期尚早の感も否めない。

また、瑩山禪師の後、總持寺に住した二祖峨山禪師は、四〇年以上にわたって住職を務めている。亀鏡が存在したにもかかわらず、瑩山禪師の意に反して独住であった。

これらの点から、亀鏡が偽撰ではないかと考えられるのである。

ただ、長い間、亀鏡を瑩山禪師の真撰として、また輪住を瑩山禪師のご意志として、全国から本山を護持する為に上山された数多くの住職達のことを考える時、これを偽撰であると簡単に切り捨てるることはできまい。瑩山禪師の教えとして、總持寺が護られてきたという歴史的事実もあるだろう。たとえ偽撰だったとしても、亀鏡の意義が失われることはないよう思う。

(4) 中嶋仁道『曹洞教団の形成とその発展—總持寺の五院体制を視点にして』(一九八六年三月) 七九頁参照。

(5) 拙著『実峰良秀禪師語録』(『曹洞宗全書』「語録」) 一〇七頁、田中良昭・永井政之・廣瀬良弘・川口高風監修『訳註曹洞宗禪語録全書 〈中世篇〉 第二卷』(一〇〇四年一月、四季社) 二五六～三五九頁) より。

(6) 拙稿②③参照のこと。端的に二つの理由のみをここで紹介したい。

永光寺・總持寺どちらも輪住の寺院であるから、住職は短期間で交代する。その結果、両寺では膨大な数の世代を生むことになった。両寺の世代数を比べてみると、一四五五年頃から、總持寺のそれが永光寺を上回っている。世代数は、両寺の教団に属する僧侶の数や、寺院の数を暗に示している。つまり、数の面で見れば、一四五五年頃に總持寺教団が永光寺教団を上回ったということを意味する。また、両寺ともに広大な寺領を有していたが、その石高の推移を検討すると、はじめは永光寺の方が多い。しかし、永光寺は次第に減少して、一四五〇年頃には拮抗し、次第に總持寺の方が増加する。寺領は、両教団の経済力を表すと考えられる。

教団の数の面、経済面から、永光寺教団から独立して、瑩山派の本寺として発展するのは、一四二〇年の置文が記された頃、一四〇〇年代の前半頃であろう。ちょうどその頃、輪住も制度として整つてくるのである。

(7) 廣瀬良弘「瑩山禅師に始まる曹洞宗輪住制について」(『宗学研究』一六号、一九七四年三月)、「中世林下禅林の住持方法—能登永光寺輪住制の成立と展開—」(『駒沢大学史学論集』六号、一九七六年三月)などである。

(8) 一老から二老へ、二老から三老へと住職(現方丈が順次交代する際には、次期現方丈へと次のような請状が送られる。拙稿⑤において照陽寺蔵の請状を紹介した。その原文は次の通り。

(上包表) 諸嶽山

(上包) 傳法庵隆峯和尚 如意庵 弘化二年隆峰輪番

本山住持職事、謹依于二世老和尚之遺墨、五院輪次住持視篆矣、畊從南呂十五日胥丁貴庵之董任、宜被移貌座、於方丈者也、仍請狀如斯。

諸嶽山惣持現方丈

實峰花押 大勇印

弘化二年八月十三日

傳法庵隆峯和尚

(9) 輪番地数は『御直末寺院・歴代輪番住持、元輪番地寺院名鑑』(大本山總持寺瑩山禅師650回大遠忌記念奉贊刊行会、一九七三年九月)によつた。

(10) 5人のはずが4人を記載されているのは、欠住した場合ももちろんあつたと思う。もう一つ考えられるのは、

輪番住職の遷化である。輪住途中で遷化した例もいくつか存するが、詳しく述べは拙稿⑧を参照していただきたい。

(11) 五院の輪番地は、總持寺の直末、五院の庵末という順に選ばれていったのではないかと考えられる。本文中の表【実峰派輪番地の法系と輪住回数の表】をもとに、実峰派寺院の平均輪住回数を見てみると次のようになる。

末寺一（直末）	八・五回	末寺二（主に庵末）	五・九回
末寺三（庵末の末寺）	二・五回	末寺四（庵末の孫末）	一・五回

回数を見れば、直末や庵末が何度も輪住を務めたと分かる。また、愛知の瑞光寺（表では庵末寺院の上から六番目）は、輪住が二回で、他の庵末寺院にくらべると比較的少ない。ただ、瑞光寺の末寺（表中の天徳院、林泉寺、福田寺などの五ヶ寺）が輪住する場合には、瑞光寺の代理として輪住している。

このような輪住は、「振住」と呼ばれている。瑞光寺以外の輪番地でも、振住の例が見られることから、基本的には庵末が輪住し、庵末寺院がその時々の事情によつて輪住できなかつた場合には、その末寺（やその末寺）に依頼することもあつたと分かる。よつて、輪番地は、はじめは直末や庵末を中心に、次第にその末寺へと、広がつていったのではないかと考えらる。

(12) 佐々木徹「戦国期仏教教団と奥州—曹洞宗教団の動向を中心にして」（大石直正、小林清治編『陸奥国の戦国社会』所収、一〇〇四年八月）では、戦国以前の總持寺輪住を「五哲中心主義」、また近世、特に一七世紀初頭以降は五哲門派以外からも助住が行わしたことから「諸哲包容主義」と呼ぶ。氏は住山記をもとに初出の年代等を詳しく検討し、その結果、助住は一七世紀初頭より見られるようになつたとする。

(13) 輪番住職の一年間の様子については、拙稿「近世期における總持寺輪番住職の一年」(二〇〇五年秋刊行の東隆眞博士古稀記念論集『禪の真理と実践』所収予定、二〇〇四年一〇月脱稿)にて考察した。

(14) 拙稿⑥において若干考察したところであるが、天沢寺蔵『能州大本山總持寺輪住心得并一回中手控』に収められた内請状の写しは次の通り。(△は筆者注)。

内請状の、其文ニ云

伏呈啓、辰下普春暖相催候処、貴座下弥御清福、可被成起居法幸、欽喜之至ニ存候。陳者本山輪住職、來ル辰秋より貴刹江相當之公評致一決候。仍而今般御内乞申候条、無異儀点頭可被成候。尤請之印證早速御指越可被成候。右之趣得賢恵度、如断御座候、不宣。

普藏院役局代 永福寺 各役印

寅二月五日 〔安政元年甲寅〕

天澤寺和尚

(15) 拙稿⑤において照陽寺蔵の請状を紹介した。請状は多くの輪番地寺院に所蔵されており、その文体は五院を通じて同文である。照陽寺のものは次の通り。

(上包裏) 能州諸嶽山

(上包裏) 呈投 照陽寺 傳法庵 天保十五年隆峰和尚

能州諸嶽山總持禪寺者、瑩峩一大師開法之禪窟、敕特出世之靈場而、五五門葉輪次住職、實是千古之模楷也、

茲從來載乙巳中秋望日、正當貴刹之任矣、爲請移法艸、於本山而轉大法輪、以祝延聖化無疆、則可謂祖門之潤色、且吾山之榮輝也、仍請狀如斯。

傳法庵

天保十五年八月十六日 永堅 印

呈投 照陽寺

(16) 前注のように、輪住前年の八月一六日、五院より請状が輪番地に発せられ、それとともに次の書状が届けられている。拙稿⑥⑦にて紹介したが、照陽寺蔵『能州大本山輪番諸事記録』(照陽寺二八世巍山隆峰代)に収録されたものは次の通り。

伏而呈啓、辰下秋冷未審、貴利益々御清福也否。不堪遠望之至候。然者来辰秋ぢ本山輪住職貴刹工相當ノ公評議致一決候ニ付、今般本庵ぢ、以使僧請疏罷指遣候間、無異議御勤仕被成候。尤來八月二日三日迄ニ、當院宿寺早々御到着可被成候。無左候而其御交代之差支ニ相成候間、此段義申達候。不宣。

辰(天保^(二八四四)五年甲辰)八月十六日 傳法庵役局代

興禪寺 義門 印

照陽寺和尚

輪住交替に不都合が生じないよう、八月二~三日まで伝法庵の宿寺に到着するようにと記されている。なお、

天沢寺蔵『能州大本山總持寺輪住心得并一回中手控』には、さらに続けて、次の書状も収められている。

別啓

一 隨侍之僧三人、僕壱人、上下五人之外ハ御勝手次第、御召連罷來候。右人數致減少候而者、然相勤候間、為御心得申進候。一於本山一回中表向御勤方且上下五人御遣而、方入用等凡金百両之御手當可被求候。尤法服着服御出来方并ニ道中往来之入用者右金高之外ニ候。左様御心得御持參金無之候而ハ差支候間、此等之趣訳而申達候。一此度被差遣候使僧より御用金等之儀、申請候中一圓御貧着被成候間、客富念此段も申達候、以上。

八月十六日

輪住の際には、伴僧三名、従者一名と住職の合計五名での上山が望ましく、加えて凡そ百両の入用金が必要で、その他に道中路銀等の雜費も準備するよう記されている。

(17) この内訳を見ると、はじめ⑥檀信徒からの寄進を四〇両と見積もつて、合わせて一八〇両になる見込みであつたと分かる。しかし、実際のところ、檀信徒からは、⑨一五両と⑩五両の合計二〇両であつた。予定の半額である。残りを準備する為、⑪杉の木を売却し、⑫儉約もして、何とか一八〇両になつたようである。

(18) 拙稿⑥⑦で紹介した。

(19) 永徳寺には、「能州總持寺住番勧化」に類似する勧化状が何種類か現存している。その内の一つは、金額を「切」で表しているのですが、他の勧化状は全部「何分金」というような書き方になつております。「切」が「何分金」と同じ単位であれば、四分の一両になり、六七〇切は一七〇両となる。勧化については拙稿⑥⑦参照のこと。

(20) 『諸嶽山輪番日鑑』(渢寿寺藏)は拙稿⑨において全文翻刻紹介した。

(21) 『能州大本山輪番諸事記録』(照陽寺藏)は拙稿⑦において全文翻刻紹介した。他に一年間の輪住記録としての拙稿⑤にて翻刻紹介した『諸嶽山輪番中日記』(同寺藏)等も存する。